

総務省独立行政法人評価委員会
平和祈念事業特別基金分科会（第26回）

平成23年8月9日

【亀井分科会長】 定刻前でございますが、御出席予定の委員の先生方が全員おそろい
でございますので、これから始めさせていただきたいと思っております。本日は、堀川委員と仲
地委員が御欠席と伺っております。

それでは始めさせていただきますが、本日はお忙しい中、また猛暑の中、御出席いた
きまして、誠にありがとうございます。第26回になりますが、総務省独立行政法人評
価委員会、平和祈念事業特別基金分科会を開催させていただきます。

まず議事に先立ちまして、7月15日付で事務局に人事異動がありまして、田家大臣官
房審議官が着任しておられますので、今日は着任後初めての分科会でございますので、田
家大臣官房審議官から御挨拶をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

【田家審議官】 田家でございます。どうぞよろしくお願いたします。

先生方にはお忙しいところ、本当にありがとうございます。本日は7月7日に引き続き
まして、平和祈念事業特別基金の22年度の業務の実績評価につきまして、御審議をお願
いたしております。多角的な観点から、あるいは大所高所の観点からも、どうか御審議
をいただければと存じております。本当に暑い中、恐縮でございますが、どうぞよろしく
お願いたします。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思
います。まず、本日の配付資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

【棕田課長補佐】 それでは、配付資料の確認をさせていただきたいと思
います。お手元に議事次第があるかと思
います。その下に配席図、委員名簿となっておりまして、その
下に資料1、第25回の議事概要（案）がござ
います。さらにその下に、資料2-1、全
体的な評価表。資料2-2、項目別評価の総括表。分厚いものでござ
いますけれども、資
料2-3、項目別の評価調書。資料3、基金の財務諸表等になってござ
います。

さらにその下に資料番号はついていないのですけれども、参考といたしまして、強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針。こちらは、先週の8月5日に閣議決定されたものでございますので、参考にお配りをさせていただいているものでございます。さらにその下に参照法令等がございます。

以上でございますけれども、何か足りないもの等はございませんでしたでしょうか。

よろしいでしょうか。

【亀井分科会長】 資料はよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、議題の2でございます。第25回分科会、7月7日に開催された分でございますが、この議事概要につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくをお願いします。

【棕田課長補佐】 それでは、次第の2、第25回分科会の議事概要（案）について、御説明をさせていただきます。資料1を御覧いただければと思います。先月7日に開催いたしました、第25回平和祈念事業特別基金分科会の議事概要（案）となっております。その際の主な決定事項を読み上げさせていただきます。

「1、総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会（第24回）の議事概要の確認を行い、（案）のとおり了承された。」

「2、独立行政法人平和祈念事業特別基金の自己評価書（平成22事業年度）について基金からヒアリングを行い、委員からおおむね次のような意見が表明された。」

意見は大部になりますので、読み上げは省略させていただきたいと思います。さまざまなご意見をいただきまして、最終的には、「なお今後の評価作業については分科会長が分科会長代理と相談の上、評価調書の原案を作成し、次回の分科会に諮ることです承された。」

「3、独立行政法人平和祈念事業特別基金の役員に対する報酬等の支給基準の変更について、了承された。」

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、御確認をお願いしたいと思います。何か、御意見、御質問等ございましたら、どうぞお示しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、特別、御意見はありませんようですので、

前回の議事概要をここで確定させていただきたいと思います。ありがとうございました。

次の議題3でございますが、平成22事業年度における業務の実績に対する評価結果(案)でございます。これにつきましては、前回、平和基金から自己評価についてのヒアリングを行い、意見交換をいたしました。今回は前回の御議論を踏まえまして、分科会としての平成22事業年度における業務の実績に対する評価結果(案)を作成しております。これにつきましては、事務局から御説明をお願いしたいと思います。また、今回は先ほど、冒頭に配付資料のご説明がありましたように、全体の総括表も作成しておりますので、あわせて御説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

【椋田課長補佐】 それでは、議事の3について御説明をさせていただきたいと思えます。資料は、資料2-1から2-3までを御参照いただければと思います。

まず資料の御説明からでございますけれども、資料2-3、お手元の一番分厚いものでございますけれども、こちらが先日御議論いただきました、基金の自己評価書につきまして、委員の皆様方からの御指摘も踏まえまして、修正をしたものでございます。また、その上の資料2-2につきましては、資料2-3のうち、それぞれ各項目ごとに評価結果の説明という欄が最後でございますけれども、こちらをすべて抜粋した内容になってございます。さらに資料2-1は、今ほど抜粋したと申し上げました資料2-2の内容を、さらに要約したものになってございます。その要約の後に、最後、資料2-1の6ページ、7ページで全体評価を行っております。こちらにつきまして、詳細は後ほど御説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、まず資料2-3から御参照させていただきたいのですけれども、前回、先生方から御意見をいただいたところを踏まえまして、修正いたしましたので、その主な修正点につきまして、御説明させていただきたいと思えます。それでは、よろしく願いいたします。

今回、先日、基金からいただきました自己評価書を修正するに当たりまして、例えば委員の御指摘を踏まえたものでありますとか、また評価理由を明確にするため、あとは文章の意味をわかりやすくするため等、幾つかの修正を行っております、その中でも主なものといたしまして、まずは資料の16ページから21ページを御覧させていただきたいと思えます。こちらは資料の展示の項目でございますけれども、ここの特に19ページを御覧させていただきたいと思えます。上のところで、③の平和祈念展におきまして、入場者数5万6,832人の入場というところでございますけれども、こちらの数字が目標に対して、少しわかりに

くいのではないかという御指摘がございました。こちらにつきましては、もともと想定していた1万1,000人という目標数値が、違う場所での開催を予定していたこともありまして、そういった事実を付け加えた上で、達成率というものはもう書かないという形で修正をさせていただいております。ただ、もともと自己評価Aでございましたけれども、その評価の修正は特段行っておらず、Aのままになってございます。

続きまして、22ページから23ページをお開きいただければと思います。基金解散後の資料等の在り方でございます。こちらにつきましては、事実の追加を1点させていただいております。①の4行目、なお書きの段落のところでございますけれども、1つ事実の追加といたしまして、使用関係がきちんと整理されていないものもあったのではないかとという指摘をさせていただいております。また、もともと法人文書に係る記載等もあったのですけれども、直接、今回の達成目標とは関係がないということで削除させていただいております。ただ自己評価から、評価自体の修正はございません。

続きまして25ページから、27ページをお開きいただければと思います。出版物等の活用でございます。前回、先生方からの御指摘で、AAという評価をつけるのであれば、そういった内容をきちんと加えてほしいというご指摘があったところでございます。その御意見を踏まえまして、例えばアンケートで入館者の方々にどんな反応があったのか、そういったところを幾つか付け加えさせていただきました。ただ、さはさりながら、これをもって目標を何か大幅に上回ったと言えるのかどうかということを考えますと、やはりなかなかそれも難しいのではないかとということで、評価につきましては自己評価のAAから、Aにさせていただいているところでございます。

続きまして、30ページから31ページをお開きいただければと思います。語り部の積極的活用という項目でございます。前回、先生方から、今回は66人という数字であったけれども、ただ単に数だけでいいのかといった御指摘等があったかと思っております。実際にどのような反応があったかということ、入館者の反応とかを、もともと書いてあったところもあるのですけれども、改めて付け加えるとともに、さはさりながら、例えば去年と比べてみてはどうだろうという事実の追加もさせていただいております。その上で、やはり去年から大幅に何か著しい努力があったというものが見受けられなかったため、こちらにつきましてもAA評価であったところをAにしてございます。

続きまして35ページから36ページを御覧いただければと思います。特別記念事業の戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立についての項目でございます。こちらにつきまし

でも、様々な御指摘をいただいたところでございます。この中には、例えば石の切り出しに大変苦勞したとか、4カ月間という短い中で建立したという御説明も、前回あったところではございますけれども、こういったところが本当に目標を超えていると言えるのかという御指摘があったかと思えます。そういった意味ではやはり目標の想定内ではあったのではないかということで、評価はAAからAにさせていただいております。ただ、前回御指摘がございました、広く皆さんに周知することができたということが、もっとわかりやすくなるためにということで、例えばテレビだったら、どのようなところに映してもらえたのかといった指摘があったほうが良いというものがありましたので、テレビについては3社、新聞については全国紙、地方紙11紙、こちらで広く報道されたことを事実の追加として書かせていただいております。

続きまして37ページから、38ページでございます。こちらにつきましては、特段御指摘はなかったのですけれども、先般、3月に東日本大震災が起きましたので、その震災の影響を、達成目標に対する実施結果の③のところで、事実の追加として書かせていただいております。

続きまして、43ページから44ページをお開きいただければと思います。特別給付金の支給のための準備ということでございます。事実関係を幾つか追加させていただいております。

例えば、システム設計がなかなか不十分で、当初はスムーズな処理ができなかったのではないかといたところでありますとか、もともと受付当初に申請が集中するという状況が想定できていなかったのではないとか、業務フローを確実に構築することができていなかったのではないか、そういった事実を幾つか追加させていただいているところでございます。ただ、評価自体はもともと自己評価からは変えておりません。

また、次の45ページから47ページでございますけれども、こちらにつきましては、例えば標準審査期間は一体どういう考え方であったのか、そういった御指摘が前回なされたところであったかと思えます。(6)の①、黒丸1のところでございますけれども、もともと1カ月という標準審査期間の考え方はどのようなものであったのかということをお書きで追加させていただいているところでございます。

そのほか、先ほどのものと重複するところもあるのですけれども、幾つか事実の追加をさせていただいたところがございますとか、また46ページでございますけれども⑥、ここはもともと23年4月の状況が書かれてたかと思うのですけれども、こちらは年度内と

ということで3月の状況にさせていただいております。前回の御議論を聞かせていただいておりますと、なかなか厳しいのではないかと、大変短い期間の中で頑張ったのではないかと、という御指摘があった一方、さはさりながら、数字、実際の達成の数字を見てみると20%ということで、そこだけを見るとやはり厳しい評価をせざるを得ないのではないかと、という御指摘があったところでございます。そこで、そもそも二十数%だったという事実があるものの、やはりその後いろいろとリカバーをして、最終的には3月の時点で90%以上のものであることについて、標準審査期間内に処理することができたという事実を踏まえまして、実際の評価につきましてはCからは変わっていないのですけれども、もう少し厳しい評価もあるかもしれないけれども、でも頑張ったよねというところも評価をするという点で、Cという評価を変わずに付けさせていただいているところでございます。

続きまして54ページを御覧いただければと思います。関係資料館との連携でございませう。ここにつきましては、舞鶴引揚記念館のあり方検討委員会に委員を派遣しただけなのかという御指摘があったところでございます。そこで、黒丸1のところでございますけれども、他の各関係資料館との間で、お互いにパンフレット等を置き合って、PRをし合ったという事実も付け加えさせていただいているところでございます。さはさりながら、こちらにつきましても、もともと例年しておるものでございませうので、やはりプラスアルファ、22年度に何をしたかというところ、前回の先生方の御指摘も踏まえまして、自己評価はもともとBであったところを、Cとさせていただいているところでございます。

続きまして、63ページから64ページ。危機管理の項目でございませう。先ほどの特別給付金の支給と同様、東日本大震災にどのような形で対応したのかというところを、黒丸3のところにかかせていただいております。直接、達成目標とは関係がないのですけれども、昨年度の大きなトピックということで、こちらにかかせていただいているところでございませう。

続きまして、66ページから67ページを御覧いただきたいと思ひます。こちらは内部統制・ガバナンス強化でございませうけれども、これまで御説明させていただきましたとおり、幾つか、特に資料の移管であったり、特別給付金の支給のところ、Cとさせていただいたところが幾つかあるところでございませう。そういった業務に支障が出たということ、やはりちょっと内部統制のところでも触れておかななくてはいけないのだろうということで、⑤になお書きで、幾つか、どうしても組織内の意思疎通が十分ではなかったところもあるのではないかと、いうことを、指摘させていただいております。しかしながら、そう

いった問題に対処するために、阻害する要因の洗い出しや、事務処理体制の拡充等を行って、最終的にはきちんとリカバーすることができたということで、評価自体はAで、自己評価とは変えておりません。

大変、駆け足ではございましたけれども、資料2-3の説明は以上とさせていただきます。

資料2-2につきましては、先ほども申しあげましたように、資料2-3の抜粋ですので、説明を割愛させていただきます。

続きまして資料2-1でございますけれども、最初のあたりは先ほども申しあげましたように、評価の要約でございますので、6ページ、7ページを御覧いただきたいと思えます。

こちらで中期計画全体の評価といたしまして、「平和祈念展示資料館では企画展の開催など、展示内容の充実を図るとともに、さまざまな手法による積極的な広報活動などを行い、入館者数は目標の89.1%となった。また、平和祈念展や講演会等の開催などを行い、入館者増に対し、一定の効果があつたほか、これらのアンケートでは資料館でのアンケートとともに、過半数の方から満足の回答を得ていることから、目標どおりの成果を上げていると評価できる。

一方、資料の移管については総合情報データベースを整理し、ハード及びソフトを更新した上、総務省に引き継いだことは評価できるが、使用関係がきちんと整理されていないものや、指定された収納場所に収納されていないものがあるなど、円滑に移管されたとは言えない状況があつたことは残念であつた。

特別給付金支給事業については受付開始直後の膨大な請求の集中に対し、事前準備が不十分であつたことなどから、当初の認定に遅れが生じ、標準処理期間内に処理できなかったものが多数生じたものの、法案立案時の推計による対象者数6万7,000件に対し、事業開始から5カ月余りで6万2,277件を受け付け、5万6,448件の認定を行い、5万1,802件の支給を行ったことは評価できる。対象者が御高齢であることをかんがみ、今後も迅速な処理に努めることが望まれる。

なお、経費総額や人件費の削減については、引き続き、さらなる削減のための努力を行っていくことを期待したいということで、最終的にはこれらを総合して、目標を概ね達成と認められる。」

このような形で全体的評価の案をさせていただいたところでございます。

それでは、非常に駆け足で申しわけございませんが、説明は以上にさせていただきます。
ありがとうございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問、あるいは御意見等ございましたら、どうぞお示しをいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。奥林先生、お願いできますか。

【奥林分科会長代理】 すみません。では、皮切りのなところですが、前回に比べるとAがちょっと少なくなっているかもしれませんが、やはり全体的にはかなり厳密な評価にもなっているように思います。つまり、かなり客観的な事実が示されて、そして我々の委員以外の方が読まれても、客観的事実がこうであればという判断で、納得していただけるのではないかと思います。

ただ前回、最初の受付の段階で大変苦勞された事情も聞きましたし、それから慰靈碑を建てる上で、大分、内部的に苦勞された話も伺わせていただきました。その努力につきましては評価できるわけですけれども、客観的に見たときに、ある程度、一般的な業務の一つの延長にあって、どういう事業であっても似たような苦勞はあるのではないかということで、あえてそれを前面に出さずに、むしろ客観的な事実の中で評価していただきましようということであれば、ほぼ、いいのではないかと。そして最終的な評価とすれば、目標を概ね達成ということになっております。

やはり我々として評価したいのは、いわゆる認定のところ、ほぼ90%近くが予定の期間以内に認定されていますので、その点はまさに、目標を概ね達成ということの、最も具体的な、客観的な根拠になるのではないかと。その点を大いに胸を張っていただきたいと
思います。

以上です。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございましたら、お示しいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

特に前回いろいろ御発言をいただいた部分について、今、御説明いただいたような形に、評価表を修正させていただいた点につきまして、特に御発言をいただいた先生につきまして、確認をさせていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

ルディー先生、よろしゅうございますか。

【ルディー専門委員】 私も、奥林先生にもうすべてお話ししていただいて、そのとおりだと思っております。

特に、全体的評価表は適度に数字が出ていて、人間とは適度に数字が出ていて、それをそのまま、なるほどと思うところがあるので、数字の配分が適度に出ていて、すごくよろしいのではないかと思います。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

玉井先生、いかがでいらっしゃいますか。

【玉井専門委員】 特別給付金の支給のための準備と、それから期間の設定で、C、Cなのですけれども、変えなくていいかもしれないのですけれども、これは法案が通ってから、どのぐらいの期間があったのでしょうか。多分、短かったですよね。

【亀井分科会長】 どうぞ、はい。

【北原特金室長】 法案が成立いたしましたのが、昨年6月16日でございます。法律上、半年以内の政令で定める日に、受付を開始するというので、受付を開始されたのが、10月25日でございます。

【玉井専門委員】 ということですよ。つまり、あまり準備する時間はなかったというのが、おそらく実情ですよ。そうではないのですか。

というのは、私はこの前、確かにCは厳しいかなと……。事前に、相当スケジュールが決まっているのであれば、それはちょっと遅いと言われるかもしれないですけれども、やるかやらないかわからないものがずっと棚ざらしになっていて、先走ってやるわけにはいかないわけですよ。決まってから、これだけのことをやるというのは……。ちょっと今、私は海外のこういう役所の人と仕事をやっていて、日本とはすごいなとまた思っています。下を見たらどうしようもないのですけれども、よくこれだけの期間に、これだけのことができるなど、逆に感心しているところがあって、だから、このC、Cはいいかもしれないですけれども、前々から決まっていることでこの状態だったらあれですけれども、法案があたのときも確か決まるか決まらないか、なかなかわからないような状態が続いていて、成立したらすぐ走らなければいけないという、何かそこら辺のところ、少し考慮してもいいかなと後から気づいて、とりわけ海外とこういうことをやると、非常にいらいらすることが多いので、参考意見としてちょっと述べさせていただきたいと思います。

【北原特金室長】 補足させていただきます。

【亀井分科会長】 はい、どうぞ。

【北原特金室長】 御指摘のとおり、6月16日に可決するまで、この法律が通るかどうかはわからない状況でございました。したがって、6月16日になって初めて走ることができるという状況ではありました。

以上です。

【亀井分科会長】 他にいかがでございましょうか。

【鈴木専門委員】 すみません。いいですか。

【亀井分科会長】 はい、どうぞ、鈴木先生。

【鈴木専門委員】 今のと併わせて、関連なのですけれども、結局、両方とも同じようなことで、評価が2つC、Cになってしまったのです。だからそこも、逆に良かったら、2つともA、Aになってしまうのかなという、そういうので、1つの現象で2つの項目をとというのも、いかがなものかなと。それから、今、先生がおっしゃったように準備期間とか何かあって、その後のフォローはすごく良かったと、この前もお話があったと思うのです。だからその辺は、私はやっぱり考慮するのが妥当なのかなと、私も同意見なので、ちよつと言わせていただきました。

それから、他もいいですか。

【亀井分科会長】 どうぞ。はい。

【鈴木専門委員】 すみません。これはちょっと、今、見て、わからなかったのですが、ここのサマリーシートの16ページですか、ホームページの充実がAAになっていると思うのですが、やはりこれはAAでももちろんいいのですけれども、これだけで、果たして十分な説明なのか。要するに、アクセスが150%の達成ですということがメインなのかと思うのですが。また、別に親委員会が言っているわけではないのだけれども、国民の目から見て、ただこれだけで十分なのかなということで、もうちょっと皆さんが納得するようなAAという書き方を、考慮できたらいいなということがまず1つです。

それから、今回は大分厳しい評価でCが多かったと思うのです。Cが多かった中で、一番最後のページの中で、66ページから67ページにかけて、これはAになっているのですが、内部統制・ガバナンスということで、この前もちょっとお話が出たと思うのですが、結局、こういうことをやっていますということで、to do リストとか、それからいろいろなことを見ているという中で、やはりCが多かったというのは、それまで気が付かなかったのか、気が付いていて、いろいろ指示したのだけれども結果が駄目になったのか。先

ほどの話と関連するのですが。やはり一生懸命努力しても、状況とかいろいろなものがあるって、人の手配とか、そういうものもあろうかと思うのです。だからそういうことも考慮した結果、そういうことだったらしょうがないのですが、やはり事業をきちんとやっていたというのであれば、普通だったら、あまりCということはめったに起きないのかと思いますので、もしそういうことで、いや、ここにただ単に形式的にやっていたと言うと、逆にここはAにならないのではないかと。そういう感じがするので、その辺がまず、どうか。

それから、奥林先生がおっしゃったように、総合的に概ね達成ということなのですが、やはりその中で重要性があると思うのです。項目はCであっても、他のところがすごく良ければ、基金にとっての一番の基幹になるものが総合的に良ければ、そういうことで、単純に数学的に足して割るという形だと、なかなかこれは非常に、概ね達成という話があるから、その辺の書きぶりも、先生がおっしゃるように、やはり重要性をもうちょっと強調して、だからここはすごく大事、ここが基幹なところはしっかりやっていますというようなことの書きぶりが、あってもいいのかな、そうすれば、それはそれで納得できるのかなということがあります。

すみません。またいろいろ言わせてもらって申し訳ないのですが、あと決算書の関係で、これはちょっと御説明がなかった。私のほうに説明を受けたのですが、決算書の最後の中で、あ、これは後でやるのですね。

【亀井分科会長】 ええ。財務諸表につきましては後ほど。

【鈴木専門委員】 わかりました。すみません。

一応、そういうことで。

【亀井分科会長】 今、2件御指摘がありましたが、それでよろしゅうございましょうか。

【鈴木専門委員】 はい、ありがとうございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

はい、どうぞ、兼川先生。

【兼川専門委員】 読んでいて、数字でひっかかるところを直していただいて、読みやすくなって、良かったと思っています。

先ほどの特別給付金のところですけども、自己評価がCで厳しいのですが、何となくBでもいいかなと、ちょっと思ってしまう。やっぱり何度読んでも思ってしまうというか、確かに1カ月で20%できなかったかもしれないけれども、それはちょっとなかなか、殺

到してしまったりして無理だったわけで、何かBでもいいのかなと、何となく思っ見ております。

【亀井分科会長】 はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【北原特金室長】 もし差し支えなければ。

先生方に大所高所から御議論いただければ、大変ありがたいと思っております。その前提で、この原案をお出しした考え方だけ述べさせていただきますと、まず鈴木先生の評価が、準備と結果でダブっているのではないかという御指摘については、これは当然そういう考え方もとり得るものだと思っています。これは、事務局として単純に項目が2個、目標として立っております。それぞれについて淡々と評価するところだというのが、ここでございます。

それとホームページの、インターネットの閲覧数の件だと思いますけれども、例えば、ここには淡々と達成率が書いてございますが、半期になってしまっていますので、ちょっと比較が難しいのですけれども、前年に比べましても増えているところがございますので、そうしたものをお書きするのかなと考えておるものでございます。

それから、総合的な評価ですけれども、これは前提として記述式でございますので、概ねという形で書いてございますが、これは以前にも御議論がございましたが、ABCで言うところBです。これはたしか以前も議論があったのですが、ABCの数で、多数決でやるとAではないかという話がありましたが、ここは何が重要かということで考えるのだという御議論を、従来もいただいていたかと考えてございまして、今回につきまして、この総合的な評価の案を記述させていただくに当たっては、まず給付金、それから本来、法人がなくなって、国に引き継がれるはずだった移管の話、プラス従来どおりの慰藉事業という形で、そういう重点でかんがみたときに、今、私どもでいろいろ御説明させていただいたところでは、Aだったり、Cだったり、そうするとBが相場になりますので、そこに着目して、全体として概ねということでございます。

ただし、最後の全体的評価表におきましては、評価した項目を特記してございますが、ここを特に重視してという説明にはしてございません。今、鈴木先生の御指摘は、それもわかるように書いたほうがいいのではないかという御指摘かと存じますが、ここでこういう、概ねという形に至った考え方は、このようなものでございます。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

他に何か御意見ございませうか。御質問等でも結構でございますが。

先ほどの玉井先生の、あるいは兼川先生の、評価がもう少し高くてもいいのではないかという箇所は、支給のための準備という、いわゆる資料の2-2の13ページの両括弧の5が、これに該当するのでしょうか。それとも、12ページの4、特別給付金支給事業という全体についての、この項目についての……、これはAになっておりますが、先ほどのCとおっしゃられたのは、標準審査期間の設定ではなくて、準備の部分ですか。

【玉井専門委員】 43から44ページ。

【亀井分科会長】 ちょっとお待ちくださいませ。2-3の、42、43。

【玉井専門委員】 43、44です。

【亀井分科会長】 はい、わかりました。

【玉井専門委員】 あと、45と46です。

【亀井分科会長】 はい。

ありがとうございます。他に何か、いかがでございませうか。

【鈴木専門委員】 すみません。

【亀井分科会長】 どうぞ、はい。

【鈴木専門委員】 確認なのですが、基本的にはこの評価で最終ですよ。

【亀井分科会長】 はい。さようでございます。

【鈴木専門委員】 そうですね。そうすると、例えばCが厳しいのではないかという御意見が出ているように、その辺は、例えばこれを変えるとすれば、ここの場で変えるのでしょうか。それとも、また後日、何か。

【亀井分科会長】 これは基本的に、先生方に申しわけないのですが、私に御一任いただいて、奥林先生、事務局と協議をして、このままの形にするか、最終的に御指摘があった形の修正をするかということ、結論を出したいと思っておりますが。

【鈴木専門委員】 わかりました。その確認だけです。ありがとうございます。

それから、すみません。

【亀井分科会長】 はい、どうぞ。

【鈴木専門委員】 あと書きぶりも、先ほどのAAというもの、また何か、親委員会からね……、その辺の書きぶりも、また十分検討していただいて、会長と会長代理と事務局でお願いする形になるのですよね。

【亀井分科会長】 はい、そうなります。

【鈴木専門委員】 はい、よろしくお願いします。

【亀井分科会長】 どうしても、頑張っておられる日常の活動をよく存じ上げていると、評価がちょっと厳し過ぎるのではないかという印象を持ちますが、何か外部から、評価を、結果を見ると、これまでも親委員会から、何かちょっと違うのではないかという御指摘、率直に申し上げると、やや甘い評価なのではないかというニュアンスの御指摘があって、いつも首をかしげるのですが、今回、修正を加えた、この評価結果に関しては、基金としては、ややちょっと厳し過ぎるのではないかという御印象をお持ちになるかもしれないのですが、先ほど奥林先生、あるいはルディー先生も、ちょっと御発言があったように、外部から見たときの評価の調書というのでしょうか、比較結果からすると、従来そういうニュアンスの指摘があった部分については、今年はクリアできるのかなとか、ちょっと思いながら、こういう評価調書を拝見させていただいているというのが、正直なところでございます。

私なども、前回も、この特別給付金の支給などに関しましては、結果良ければすべて良しということ、同じ言葉を申し上げたのですけれども。途中、いろいろなことがあっても、最後まで頑張られて、そして結果としては、まあまあのところまで持っていかれたのだから、やはりその御努力は評価すべきなのではないかと、ちょっと個人的には思っているところもあるのですが、そういう意味では、評価がさらに厳しくなったということについて、うーんという思いもありますが、先ほど申し上げましたように、外部から見ていただいたときには、やはり厳しく評価をしているという御理解はいただけるのではないかという思いも、一方であるということ、申し上げさせていただければと思っております。

鈴木先生から御指摘がありましたように、文章等の説明の項目に関しては、やはり納得の行く形の文章の充実は当然必要だと思いますので、追加の余地があるところに関しては、さらに充実を図っていくことを、是非考えたいと思っております。

すみません。どうぞ、何か他に御意見ございませんでしょうか。

【鈴木専門委員】 すみません。

【亀井分科会長】 はい、どうぞ。

【鈴木専門委員】 また、参考意見に聞きたいのですが、いろいろな省庁があるから一概に比較はできないのでしょうかけれども、総務省関係でCというのは、今まででかなりあるのでしょうか。

【北原特金室長】 すみません。評価の仕方が、それぞれちょっと違うものがございまして。あと、ラベルを何をつけるかということ自体がずれているので、ちょっと簡単にはいかないのですが、去年はうちはなかったです。以前、Dをつけたところも、うちの部分でございましたけれども、ざっと言えば、あまりないです。他の法人、独法評価で言いますと、単純にABCだけで言えば、多数ではありませんが、財務省、厚生労働省、経済産業省などの幾つかの法人で、Cという項目がある法人もあります。

【亀井分科会長】 今のは、全体評価で言うのですね。

【北原特金室長】 いや、違います。今、申し上げているのは、個々の項目の話でございます。

【亀井分科会長】 個々の項目ですか、はい。

【北原特金室長】 平和基金について言えば、AAかAか、Bか、Dがあったということでございましたが、総合評価につきましては、AないしB、おとしはBでございました。そういう状況でございました。

【鈴木専門委員】 やはりこういうものは、比較の問題があると思うのです。他の法人もそうでしょうけれども、うちだけの比較を見て、例えば今まで良かったのだけれども、急に悪くなったねというのはやはり、こんな言い方をしたら失礼なのではけれども、皆さんが少し、手を抜いたのではないかとか、そういうふうに誤解されても、何かちょっと。私も全部を知っているわけではないけれども、皆さんが一生懸命やっている中で、そういうふうに逆に、変な紹介をされるのもいかなものかなという感じがして、非常に採点とは難しいのでしょけれども、では昔が例えば甘かったのであれば、比較の問題から、普通だ、そんなに変わっていないということと言えるのですけれども、やはり単純に客観性があるとすれば、逆に今回ものすごく悪くなってしまったというイメージを持たれるのも、いかなものかということもあって、このままで行くのであれば、やっぱりCのところもしっかり説明をしておかないと、今度は無用な誤解を与えることになるのか。

何度も言って恐縮なのですが、我々の責任は、やはり極端に言ったら、対国民なのでしょけれども、国民の方が、きちんと独立行政法人が機能しているか、していないかというところを、ちゃんと、あなたたちが代わって見なさいというふうに、私は位置付けをしているのですが、もしそうであれば、ミスリードするような評価もいかなものか。でも現実を見てそうであれば、そこはきちんと説明することによって、ああそれだったら、そういうことだったのだよねということも必要なのかなという、私自身は思いがあって、ち

よつと言わせていただいているのですが、その辺は説明の中でよろしく申し上げますという事です。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでございましょうか。

それでは、御意見も以上でお示しいただいたようでございますので、今、この評価調書についての御意見を伺わせていただいて、特に評価の部分に関して、説明の文章の追加という部分に関してを除きますと、項目についての評価については、一、二、御指摘がございました。もう1ランク上にしてもいいのではないかと御指摘がございましたが、これにつきましては大変恐縮でございますが、今、鈴木先生の御質問にお答えしましたように、私と奥林先生、事務局とちょっと御相談をしてというふうに考えておりますので、表現としましては、大変僭越でございますが、私に御一任をいただきたいのでございますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【亀井分科会長】 よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。それでは、奥林先生とも御相談をさせていただいて、最終的な評価をまとめさせていただければと思います。ありがとうございます。

なお、今、申し上げました宿題の部分がまだ残っていますので、ちょっと申し上げるのも気が引けるのですが、今回御審議いただきました、この評価結果は総務省独立行政法人評価委員会議事規則によりまして、本分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができるかとされておりますので、御一任いただきました評価結果につきましては、26日、金曜日に開催予定になっております、総務省独立行政法人評価委員会、いわゆる親委員会で、私から御報告をさせていただき予定になっております。報告をさせていただきます資料につきましては、事務局を通じまして、26日以前に委員の先生方皆様にお送りしたいと思っておりますので、お目を通しおき、御確認をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次の4番目の議題に進まさせていただきたいと思っております。4番目は平成22事業年度財務諸表及び事業報告書等でございます。これにつきましては、平和基金及び事務局から御説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

【棕田課長補佐】 それでは、御説明をさせていただきたいと思っております。

議事次第4でございますけれども、独立行政法人通則法によりまして、独立行政法人は

各事業年度の終了後に、当該年度の財務諸表について主務大臣の承認を得ることとなっております。この大臣承認に先立ちまして、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の御意見を聞くことになっております。この財務諸表への意見につきましては、総務省独立行政法人評価委員会議事規則によりまして、分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができることとされておりました、次の親委員会にその結果を報告する旨、規定されております。

それでは、平和基金から平成22事業年度の財務諸表等について、御説明いただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【亀井分科会長】 よろしく申し上げます。

【竹重総務部長】 それでは、私から御説明申し上げます。

まず、決算書から御説明を申し上げます。収入、支出の決算書でございます。収入予算が176億2,600万。決算額が154億7,000万。差額が▲21億5,600万でございます。支出の決算でございますが、予算額が176億2,600万。決算額が153億3,600万。その差額が22億9,000万でございます。決算額153億3,600万には、基金が上半期に実施しておりました労苦継承事業の展示資料館関係の経費が2億3,500万、慰霊碑の建設経費1億4,700万ですとか、特別給付金の支給事業経費147億3,800万とか、年間の人件費、これらのものが含まれて、153億3,600万でございます。ここで、支出の決算額が予算額を約23億ほど下回っている形で決算が出ておりますが、当期の特別給付金の支給額が下回ったためという減となっておりますが、これは3月末時点で特別給付金の支給額が約145億円でございますけれども、現時点、例えば、23年7月現在ですと既に179億円となっております、支給が若干遅れてまいりますので、その辺の関係でございます、既にそこについての遅れはございませんということを申し添えておきます。

2番目でございます。平成22事業年度の財務諸表について御説明をいたします。最初、貸借対照表でございます。まず資産の部で、103億9,300万でございます。内訳といたしましては、現金、預金の流動資産が25億1,300万。投資有価証券等の固定資産が78億8,000万でございます。次に負債の部でございます。86億8,100万円。中身といたしましては、運営費交付金債務等の流動負債が2億6,900万。特別準備金（法令に基づく引当金）でございますが、83億9,700万。固定負債が1,500万でございます。特別準備金ということで、平成20年度末で請求の受付を終了いたしております。

特別記念事業、これは前の事業でございますが、これの残額が約31億7,400万ございました。これと今回の特別給付金の費用として、政府出資金がもともと200億ございましたけれども、その中から199億円を取り崩した額、この中から22年度中に執行しました額、146億7,700万円を差し引いた金額が、特別準備金の残高で、83億9,700万で計上されておりますということでございます。

次が純資産の部で、17億1,200万でございます。これは資本金が1億円でございます。先ほど、若干御説明いたしました、年度当初はもともと当基金の資本金は200億でございますけれども、今回の特別給付金支給事業に充てるということで、現在は決算上は1億円になっております。その資本金と他には、利益剰余金が6億6,400万でございます。内訳といたしましては、前中期目標期間の繰越積立金が2億3,000万。積立金が3億9,100万円。当期末処分利益が4,300万でございます。その他有価証券評価差額金ということで、9億4,800万でございます。この評価差額金は、所有する有価証券の3月末時点での時価評価との差額という形で計上したものでございます。この2番目の負債の部と3番目の純資産額の合計額が103億9,300万で、資産の部の103億9,300万と同額で、貸借対照表が成り立っておりますということでございます。

次に、損益計算書でございます。まず最初に経常費用でございますが、152億8,000万でございます。上半期に執行いたしました労苦継承事業費ですとか、年間の人件費、それから下半期に執行いたしました特別給付金の支給事業、これらの経費が152億800万でございます。2番目に経常収益ということで、運営費交付金のうち、収益化された経費額ですとか、資本金が年度当初200億円ありましたが、これらの運用益ということで5億9,200万でございます。3番目が臨時損失で、1億6,500万。これは慰霊碑建設等経費でございまして、国へ移管された国庫納付金等を計上いたしております。4番目が臨時利益で、148億2,500万でございます。この経費は、特別給付金支給事業費として準備金から戻入されて、給付金に充てる経費でございます。5番目で純利益ということで、2番目と4番目の経費から、1番目と3番目の経費を差し引いた金額、これが当期純利益で、4,300万でございます。

次に、キャッシュ・フローの計算書でございます。これは基金の現金の流れを集計したものでございます。△がついておりますのは、現金の支出を表していると御理解をいただければと思います。業務活動キャッシュ・フローということで、△146億1,200万ですので、これは出ていった経費なのですが、内訳から言いますと収入もございまして、例

えば運営費交付金ですとかが収入で、ここの中の項目で整理をされております。支出といましては、特別給付金で出ていった経費ですとか、労苦継承事業、人件費等で出ていった経費もここで整理をされております。差し引きで、出ていった経費が146億1,200万でございます。それから投資活動キャッシュ・フローが34億5,000万でございます。これは有価証券の取得や償還の累計による収入額、支出額との額でございます。それから、財務活動キャッシュ・フロー経費が200万でございます。4番目、資金増加額ということで、①、②、③を足した金額が△111億6,300万で、基金として業務活動、投資活動、財務活動での支出や収入を整理したものでございます。資金活動として111億6,300万の支出を計上しておりますということで、5番目の資金の期首の残高136億6,600万でございます。この金額から111億を差し引きますと、残りの金額が25億300万でございます。

4番目で、利益処分に関する書類でございます。先ほども、損益計算書で述べました当期の純利益4,300万でございますが、当期の未処分利益につきましては、前年度同様と言いましょいか、当基金といたしましては、毎年度、これは積立金として計上いたしております。これも当期純利益分は積立金に計上する案ということで、今、まさしく決算書、財務諸表を総務大臣へ上げて、承認の申請をいたしておりますというところでございます。これは通則法第38条第1項、大臣承認ということで、今、申請をしておるということでございます。承認されますと、積立金として処理をするということになるかと思っております。

5番目に、行政サービスの実施コスト計算書でございます。基金の行政サービスに要する経費の見積もりでございます。一定の定められた計算式で、業務費用に対し、加算及び減額をいたしまして計算をいたしております。業務の経費150億8,200万は、損益計算書の費用から、基金の収益を差し引いた額ということで計算しております。1番、2番、3番の数字から4番の数字を引いた金額が5番目で、150億5,300万という数字が出てまいります。これが基金の行政サービスの実施コストでございます。この中には、当然のことながら、特別給付金の経費全額が入っておりますので、これが、基金が行っております、行政サービスの実施コスト計算でございます。

以上で決算及び財務諸表関係の説明を終わりますが、当然のことでございますけれども、当基金の決算書及び財務諸表につきましては、当基金は6月23日に会計監査人及び基金の監事の監査を終えておりました、適正に処理しているとの報告を受けまして、それをも

ちまして総務大臣へ決算書、財務諸表を提出いたしておるところでございますので、その旨を御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたら、どうぞお示しをいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。いつも鈴木先生にお願いしておりますが、何か先生がお気づきの点、あるいは御感想がありましたら、どうぞ、お示しいただければと思います。

【鈴木専門委員】 前に説明を受けまして、もちろん監査報告書も読ませていただきましたし、監事の監査意見も見せていただきまして、内容もお聞きして、細かい点はいろいろお聞きしてわかったのですが、おそらく、まずこの財務諸表と決算書すらも、普通はなじみがない言葉なのです。普通の決算書や財務諸表とは、独法の場合の決算書という意味が、ちょっと違う感じ。こういう制度なので、仕方がないのですけれども。

その中で、1つだけちょっとわかりづらいつと思ったのは、特に決算書の中に、先ほど御説明があった、今回、臨時収入と慰藉事業費の予算と決算の差額が21億もあるわけです。その適用が、特別給付金支給事業等に係る経費が見込みを下回ったことによる減という備考で書かれているのではないですか。そうすると、普通に、状況を知らない人を見ると、何だ、経費がこんなに下がったというのは、予算の経費が多すぎたのだ、水増しがあったのと、そういうように誤解されてしまう可能性があるのです。今、おっしゃったように、期ずれがあったり、いろいろあって、結果的にはそうなった。それも経費というよりは、実質的に直接費みたいな、給付金の話だと思うのです。だから、そういうところをしっかりと書かないと、今、例えばこれも、こんなところで発言していいかわかりませんが、予算埋蔵金とか、いろいろ予算がおかしいとか、何かと言われているわけです。そうすると、何だ、予算とはそんないい加減なもので付けているのかという誤解も、受けやすいのかなと思うのです。ですから、私としては、この備考のところをきちんと、ちょっと注記で書いても何でもいいのしょうけれども、明確に、そうではないのだという、それから給付金の期ずれですということがわかると、やはりそれはそれで理解できるのかなと。ですから、なまじ、ちょっと決算書が読める人がいて、そうするとそういうふうと思うことというのはあり得るのかな。例えば私なども、単にこれを見て、説明を聞かないと、何だ、いずれの事情があったにしても、予算の付け方がいい加減だねとってしまうことがあるので、そこはやっぱり、もうちょっとそういう工夫があってもよかったのかなとい

う感じはするのです。

【亀井分科会長】 はい、どうぞ。

【竹重総務部長】 今、まさしく鈴木先生からの御指摘の、要するに肝に銘じなければいけないのは、国民向けの表現で、御覧になっておる国民の皆様から見て、理解できる表現というお話かと思しますので、肝に銘じて、注意していきたいと思います。

【亀井分科会長】 よろしくお願ひします。

ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

これは、今の鈴木先生の御指摘の部分は、どこか、修正を加えるという余地は、今回は。

【竹重総務部長】 いや、今後の対応とさせていただきますと思ひます。

【亀井分科会長】 今後のということですね。はい。御説明なり、書いていただくときに、御配慮いただくということだと思ひます。

では、よろしゅうございましょうか。

それでは、この財務諸表等につきましては、特段、意見はないという結論とさせていただきますと思ひますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

そうしますと、御審議いただく議題は以上でございますが、全体を通して、何か御意見、御質問等、改めてございましたら、どうぞお示しいただきたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、本日の議題は以上でございます。時間はもう少し要するものとして、予定を組んでおりましたが、大変早く済んでしまいまして、ありがとうございます。

それでは、最後に田家官房審議官から一言、お言葉をいただければと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。どうぞおかけになったままで結構でございますので。

【田家審議官】 先生方、本当に今日はお忙しい中、また暑い中を、ありがとうございます。本当に御熱心な審議をいただきまして、御評価をいただきまして、分科会長、分科会長代理には、なおもう少しお手数をおかけいたしますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日いただきました評価をもとにいたしまして、また本日いただきました貴重な御意見、サジェスション、これらを生かしまして、基金の業務を改善していく。そのために基金の皆さんとも一緒になって、私も監督官庁といたしましても、最善の努力をいたしてまいりたいと存じております。引き続き、御指導のほどよろしくお願いいたします。

今日は本当にありがとうございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第26回総務省独立行政法人評価委員会、平和祈念事業特別基金分科会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、暑い中、御出席いただきまして、本当にありがとうございました。